

調達に関するベンチマーク分析の活用の考え方について

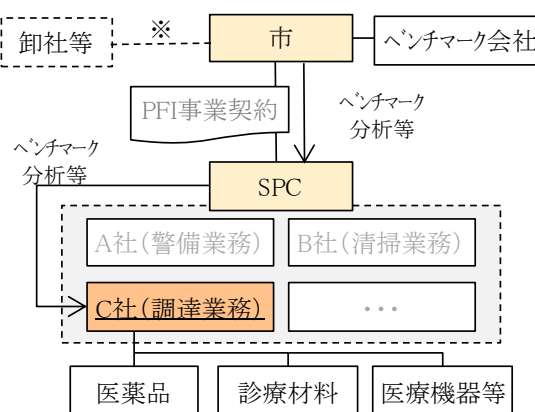
1. ベンチマーク分析の基本的な考え方

本事業で実施する診療材料、医薬品、医療機器等の調達コストは病院経営への影響が大きい
ため、民間事業者においても、透明性の高いベンチマーク分析（市場価格や他病院等との比較）
等を行い、病院全体の調達コストの適正化を図ること。また、一層のコスト削減の観点から、
市においても外部機関を活用したベンチマーク分析を行い、調達コストの妥当性の検証を行う。

2. ベンチマーク分析の実施

- ① 本事業で実施する診療材料、医薬品、医療機器等の調達にあたっては、SPCにおいて、ベンチマーク分析を行い、コストの削減効果を定量的に市に示すこと。なお、SPCによるベンチマーク分析の実施にあたっては、外部機関のベンチマーク情報を利用する等、客観性の確保等に留意すること。
- ② 市においても、PFI事業とは別途でベンチマーク情報を保有している外部機関（「ベンチマーク会社」という。）と契約し、ベンチマーク情報の収集および分析を行う。その結果をもって、PFI事業者が調達を行う、診療材料、医薬品、医療機器等の調達時の価格交渉をSPCと行う。
- ③ 市とSPCは、各々で保有している情報やノウハウを活かし、協力して納入業者との価格交渉に取り組むこととする。
- ④ 本取り組みに関して、第2期事業開始後、当面は市も関与していくが、一定の期間後は、SPCにおいて、主体的に外部機関のベンチマーク情報の収集、分析、納入業者との価格交渉を実施すること。
- ⑤ 市の関与終了時に、市はSPCと協議を行い、終了後以降のSPCのベンチマークの活用方法、市のモニタリング方法及びモニタリング結果に基づく減額について決定する。なお、現段階では、市とSPCの協議により、ベンチマーク分析に基づく基準をあらかじめ設定し、当該基準の達成度合いによって減額又はインセンティブの措置を付与することを想定している。
- ⑥ 市の関与期間は、3年間とする。なお、この期間については、市は合理的な範囲において、延期することもある。
- ⑦ 市とSPCの価格交渉の協議が整わない場合は、市は別途調達する場合もある。

図 ベンチマーク分析のイメージ



※協議結果によっては、市は別途調達を行う。